

議案第17号

那須烏山市職員特殊勤務手当条例の制定について

那須烏山市職員特殊勤務手当条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員特殊勤務手当条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）第11条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 防疫等作業手当
- (2) 災害応急作業等手当

(防疫等作業手当)

第3条 防疫等作業手当は、規則で定める感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、規則で定める作業に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した1日につき760円を超えない範囲で規則で定める。

(災害応急作業等手当)

第4条 災害応急作業等手当は、異常な自然現象等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において、規則で定める作業に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した1日につき2,160円を超えない範囲で規則で定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。